

準備OK? 待ったなし!
もう一度点検

疑問や問題があるときに 専門家からアドバイスを もらいませんか



近年、企業経営に大きく関係する法律・制度の改正が施行されています。施行によって予想されるリスクへの対策、対応のための準備などすべきことが多いですが、そのための宥恕や猶予期間、経過措置などによって「義務化・完全実施がされるのはいつなのか？」さらに「その期間に見直しがされて何に対処すべきなのか？」が非常にわかりにくいのが実情です。本事業では、制度改正に対応し経営課題や問題点の解決に取り組む事業者の方々を対象に、豊富な経験と実績をもつ専門家によるセミナーや直接事業所に派遣しアドバイスをを行う専門家派遣事業を行っています。正しい情報収集と具体的な対策を打つために本事業をご活用ください。

山梨県中小企業団体中央会

2023年～改正法施行が予定されている主な法律

- 労働基準法 (2023年4月1日施行) 時間外労働に対する割増賃金率引き上げ (2024年4月1日施行) 時間外労働の上限規制に対する適用猶予期間の終了
- 育児・介護休業法 (2023年4月1日施行) 育児休業などの取得状況の公表が義務付け
- 食品表示基準 (2023年4月1日施行) 遺伝子組み換え表示制度の改正
- 特定商取引法 (2023年6月1日施行) 契約書面等の電子化及び電磁的方法に提供可能に
- 介護報酬改定 (2024年4月1日施行) 介護事業者のBCP策定義務化経過措置期間の終了

...etc

■補助対象者

県内の中小企業組合・団体及びその構成企業、県内中小企業・個人事業主など

■補助対象経費・補助率

謝金、旅費、会場借料 自己負担なし(10割補助)
※中央会の支払基準に準じます くわしくは担当指導員へ

■事業期間

令和6年1月12日(金)

■事業の活用事例

建設業や介護、運輸、宿泊・飲食などのサービス業をはじめ、業務の多くを「人(ひと)」に頼る業界では人手不足が慢性化しています。その結果、従業員1人当たりの業務量が多くなり、残業が増えています。

- ① 働き方改革推進のための、ヒューマンエラーの発生やトラブルを未然に防ぎ、業務効率を向上させるITツール導入を検討している企業では検討のため講習会が開催されました。
- ② 法に従う就業規則の変更と同時に評価制度の導入を行い、生産性の向上を目指す企業では専門家からの個別指導を受けました。

上記に限らず法律や制度改正から発生する企業経営における課題、問題を解決することを目的とした講習会・専門家派遣に本事業が活用いただけます。



■申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX にてお送りください。

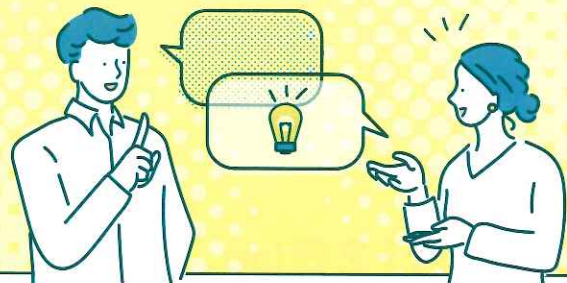
申込書

FAX送付先：055-237-3216

組合名 (事業所名)		担当者名	
TEL		FAX もしくは E-mail	
専門家 派遣の内容	<input type="checkbox"/> 構成員を対象とした講習会 <input type="checkbox"/> 組合もしくは企業の個別の相談		
相談内容			

※個人情報 は本事業実施にのみ利用し、目的以外には利用いたしません

申込書のダウンロード



お問い合わせ

 **山梨県中小企業団体中央会**

Yamanashi Federation of Small Business Associations

本会 ▶ 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1 (山梨県中小企業会館 4F)
電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216

富士・東部事務所 ▶ 〒403-0009 山梨県富士吉田市富士見 6-17-15
電話：0555-22-2166 FAX：0555-22-8465

e-mail：webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp